

「患者さんのための3つの宣言」事業へ ご登録をお願いします

患者さんのための3つの宣言

当院では

- 1 十分な説明を行い、医療を提供します。
- 2 診療情報の開示に協力します。
- 3 セカンド・オピニオン（主治医以外の医師に意見を聞くこと）に協力します。



コバトンクリニック 院長



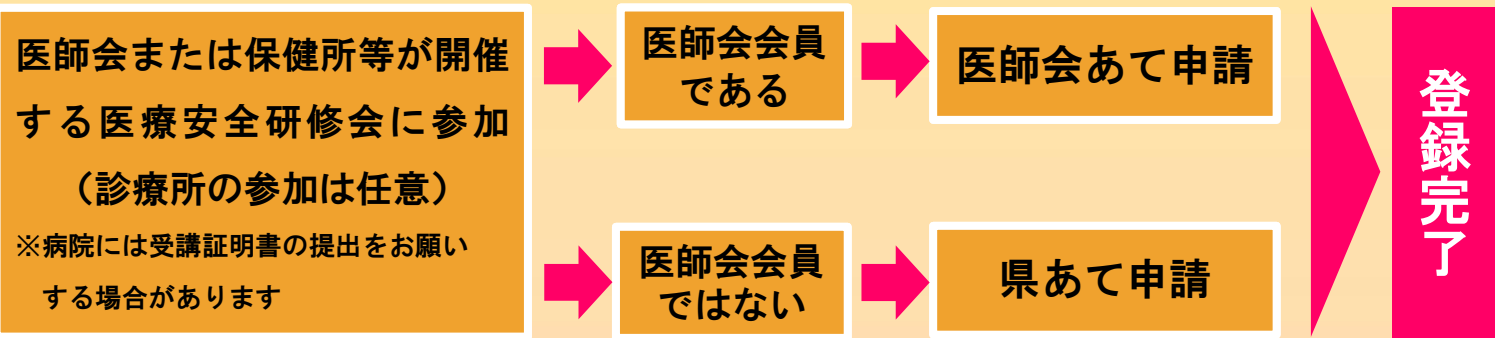
埼玉県

令和 年 月 日
登録番号 K00001

※ご登録いただいた際には、上記の宣言書（B4判）を交付しますので、患者さんが目にする場所へ掲示してください。
医師会員の場合は、医師会の名称も併記されます。

- 埼玉県は医師会と共に患者本位の医療の普及を推進しています。
- 患者さんのための3つの宣言は、医療機関自らが患者本位の医療を提供する姿勢を示すことにより、患者との信頼関係をより深めようとするものです。
- ご賛同いただける医療機関は、登録申請をお願いします。（申請登録方法は、裏面をご覧ください）

登録方法



「患者さんのための3つの宣言」登録医療機関は、県のホームページ及び厚生労働省 医療情報ネット（ナビイ）で公表されます。

登録医療機関の検索は、県のホームページ [埼玉県 3つの宣言](#) [検索](#) 厚生労働省 [医療情報ネット](#) [検索](#)

○登録申請方法

【医師会 会員の場合】

●宛先●の 埼玉県医師会長 にチェックを入れ、下記登録申請書に所要事項をご記入の上、埼玉県医師会宛てに郵送又はFAXにてご提出ください

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県医師会

電話:048-824-2611 FAX:048-822-8515

【医師会 会員ではない場合】

埼玉県のホームページまたは二次元コードから電子申請してください。

郵送の場合は、●宛先●の 埼玉県知事 にチェックを入れ、下記登録申請書に所要事項をご記入の上、提出ください

【ホームページ】

【二次元コード】

埼玉県 3つの宣言

検索

・電子申請・届出サービス



【郵送宛先】 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 医療整備課 医務・医療安全相談担当

電話:048-830-3542

令和 年 月 日

「患者さんのための3つの宣言実践医療機関」登録申請書

●宛先●

☐ 埼玉県医師会長

☐ 埼玉県知事

(ふりがな)

医療機関名称

所在地 〒

(ふりがな)

代表者役職名・氏名

患者さんとの信頼関係に立ったよりよい医療サービスの提供を目指して、「患者さんのための3つの宣言実践医療機関」への登録を申請し、下記の事項を実践します。

記

- 1) 十分な説明を行い、医療を提供します。
- 2) 診療情報の開示に協力します。
- 3) セカンド・オピニオン(主治医以外の医師に意見を聞くこと)に協力します。

●医療機関連絡先●

(ふりがな)

担当者 所属

氏名

電話番号

FAX

メールアドレス

※登録後、名称及び所在地に変更があった場合には、規定の様式により速やかに届出をお願いいたします。
※歯科診療所・助産所は対象となっておりません。